

障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みについて

1 趣旨

グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。

障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであることから、第5期障がい福祉計画においては更なる利用者数の増を見込んでいるところです。

大阪市内において、グループホームの設置は進んできていますが、設置を希望する事業者からは、不動産所有者や周辺住民の方々の理解不足から、住宅の確保に苦慮しており、断念する場合もあるといった相談も聞かれ、グループホームに対する理解が、まだまだ十分であるとは言えない状況が見受けられます。

そこで、障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みの一環として、グループホームについての市民の理解促進を目的に、市民向けの障がい者グループホームに関する制度紹介のホームページを掲載します。

2 掲載内容（案）

別添のとおり

※ 「障がい者グループホームのことを知ってください！ ～ 障がい者グループホームで暮らす入居者ご本人、ご家族、ホームの職員、地域の皆さんからのメッセージ ～」については、入居者やご家族、グループホーム職員、家主、近隣住民の方々からの聞き取りを行い、いただいたコメントを元に作成。

3 今後の予定

- ・今月開催される障がい者施策推進協議会および各部会において、掲載内容の案を提示し、委員からの意見を踏まえて修正を行う。
- ・ホームページ掲載時期は、平成31年4月を予定。